

村報

おんが

發行所 遠賀村役場
 發行人 有吉茂也
 編集人 有吉正
 印刷所 東筑印刷区
 各戸配布

昭和三十七年七月一日発行

第四三号

目次

一、遠賀村消防条例(一)	1
一、水稲の追肥	4
一、家事事件の申立について	4
一、婦人の法律的地位について	7
一、夏休み子どもの生活指導	8
一、子ども食品衛生	10
一、保健だより	11

拡声機

一日	参議院議院選挙投票日
〃日	国民安全の日
六、二日	村内飛行機防除
七日	小児マヒ予防接種(二回目)
一〇日	日本脳炎 〃 (〃〃)
一四日	苦情相談所開設(二〇〇~四〇〇) 別館
一六日	乳児相談日
一〇日	海の記念日
〃日	土用入り
二二日	学校暑中休暇
〃日	百日せき、ジフテリア予防接種
二三日	大暑

遠賀村火災予防条例（抜すい）

右のことについて昭和三十七年四月一日を以つて制定された遠賀村火災予防条例が来る七月一日から適用されますので左記条文を周知徹底すべく今後数回に分けて村報に記載致します。

御承知の様に消防に関して昔から「火の用心」と云う言葉は皆さんが聞きなれておられる事と思います。如何に消防活動が近代化して科学的な行政として組織されて来ましても、帰する所は古今東西を通じて変る所なく、起して消すことは消防活動として下の下の方法で先づ起きないことが消防行政の最善の施策と信ずる所であります。

村民の皆様にお願いたします。

「火は消すより、起さない様に」

遠賀村火災予防条例抜すい

（炉及びかまど）

第三 条

炉及びかまどの位置及び構造の基準は次のとおりとする。

一、建築物又は工作物の可燃性の部分及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離を保つこと。

二、可燃物が落下し、又は接触するおそれのない位置に設けること。

三、可燃性のガス又は蒸気が発生し、又は滞留するおそれのない位置に設けること。

四、屋内に設ける場合にあつては、土間又は金属以外の不燃材料で造つた床の上に設けること。たゞし不燃材料で造つた床又は台上に設ける場合において防火上有効な措置を構じた時はこの限りでない。

五、使用に際し火災の発生のおそれのある部分を不燃材料で造ること。

六、衝撃、振動等により容易に亀裂又は破損を生じない構造とすること。

七、表面温度が過度に上昇しない構造とすること。

十二、薪、石炭その他の固体燃料を使用する炉又はかまどにあつては、ふたのある不燃性の取灰入れを付置すること。こ

の場合において、不燃材料以外の材料で造つた床上に取灰入
れを設けるときは不燃材料で造つた台上に設けるか、又は
防火上有効な底面通気をはかること。

十三、軽油、重油その他の液体燃料を使用する炉又はかまどの
うち屋内に設けるものにあつては、壁及び天井の炉又はか
まどに面する部分の仕上げを不燃料又は準不燃材料（木毛
セメント板、石膏板その他不燃材料に準ずる防火性能を有
する材料をいう。以下同じ）で施した室内に設けるととも
に、その付属設備については次によること。

イ、燃料槽は使用中燃料が漏れ、あふれ又は飛散しない構
造とすること。

ロ、燃料槽は、たき口との間に二メートル以上の水平距離
を保つか、又は防火上有効な遮へいを設けること。

ヘ、燃料槽には非常の場合において燃料の供給を断つ有効
な開閉弁を設けること。

チ 燃料を予熱する方式の炉又はかまどにあつては燃料槽
又は配管を直火で予熱しない構造とするとともに過度の
予熱を防止する措置を構ずること。

十五、電気を熱源とする炉又はかまどにあつて、電線接続器具
等は、耐熱性を有するものを使用するとともに短絡を生じ
ない様に措置すること。

2. 炉及びかまどの管理の基準は次のとおりとする。

一、炉又はかまどの周囲は、常に整理及び清掃に努めるとと
もに、燃料その他の可燃物をみだりに放置しないこと。

四、本来の使用燃料以外の燃料を使用しないこと。

六、燃料槽又は燃料容器は燃料の性質等に応じ遮光し、又は
転倒若しくは衝撃を防止するために必要な措置を構ずると
と。

第五 条 ストープ（移動式のものを除く。以下この条において同じ）

の位置及び構造の基準は次のとおりとする。

一、ストープに付属する煙突及び煙道は次によること。

イ、構造又は材質に応じ、支わく、支線、腕金具等で固定
すること。

ロ、煙突の屋上突出部は屋根面からの垂直距離を六十センチメートル以上とすること。

ハ、煙突の高さはその先端からの水平距離一メートル以内
に建築物の軒がある場合においてはその軒から六十センチメートル以上高くすること。

ホ、金属製又は石綿製の煙突は木材その他の可燃材料から
十五センチメートル以上離して設けること。ただし厚さ
十センチメートル以上の金属以外の不燃材料で被覆する
部分についてはこの限りでない。

第八條

ガス湯沸設備の位置、構造の基準は次のとおりとする。

一、天井、上方のたな等の可燃性の部分から六十センチメ
ートル以上の距離を保つこと。ただし、これらの部分から十
五センチメートル以上離れた不燃性の天がい及び屋外に通ずる排気
筒を設けたときは、この限りでない。

第二節 火を使用する器具及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準。

(こんろ及び移動式のストーブ)

第十八條 こんろ及び移動式ストーブの取扱いの基準は次のとおりとする。

一、燃料の性質等に応じ可燃物から火災予防上安全な距離を保つこと。

二、可燃性のガス又は蒸気が滞留するおそれのない場所で使用する
こと。

四、故障し、又は破損したものを使用しないこと。

五、本来の使用目的以外に使用しないこと。

六、本来の使用燃料以外の燃料を使用しないこと。

七、こんろ又は移動式のストーブの周囲は、常に整理及び清掃に努めるとともに燃料その他の可燃物をみだりに放置しないこと。

八、液体燃料を使用するこんろ又は移動式のストーブにあつては使用中燃料を補給しないこと。

水 稻 の 追 肥

稲の植付け時期が最近は大変広くなりましたので追肥の時期も一様では
ありません。

普通栽培の場合は穂になるクキが分けつするのはだいたい七月二十五日
までです。そのこの分けつはだいたい穂がでません。しかも八月上旬に窒
素がききすぎますと下部の節間がのびて倒れる恐れがあります。しかし、
それかといつて八月上旬にあまり窒素の肥料効果がきれて、黄色くなりす
ぎますと、穂の長さが大へん小さくなるようです。倒れる危険性から見ま
すと分けつ肥の合計した量が全量の七割以上ほどこしますと危いようです。
したがって、もと肥に量が多過ぎたり、粘土の多い植土、植壤土の場合は
もと肥と穂肥で中間の分けつ肥はいらない場合があります。砂の多いとこ
ろはもと肥の量を減らして中間の分けつ肥をほどこすのが当然です。しか
し穂になる分けつは七月下旬までであることと八月上旬にあおあおとして
窒素のききすぎはたおれる恐れがありますので、あまり遅くほどこします
とかえつて逆効果があることを考えておく必要があります。しかしあまり
に八月上旬に黄色くなつても穂の長さが短かくなつて収量がさがりますの
で、その場合は少しほどこしたほうがよいようです。それ以外は穂肥以外
の七月下旬からあとの窒素の追肥はつつしむ方が賢明です。りん酸の追肥
は全量もと肥がもつとも肥料効果が高いのですから当然全量もと肥にほど
こしてあることと思ひますが、加里は七月末から八月の初めに吸収され
加理がもつともモミを生産する成績が出ておりますので、もと肥に量が少
なかつた場合は七月下旬にほどこすのも有効と思われれます。その点七月下
旬に行なわれておりましたたい肥のはさみ肥はその加里の供給とともに地
温の高すぎるなどの害を防ぐのにも有効ですから面倒でもぜひつつけてゆ
きたいものです。

家事事件の申立てについて

「最近、夫との間がしつくりいかず、いくら話し合つてもどうしても意
見が合いません。家庭裁判所へ申立てをして解決したいのですが、その費

用はいつたいどのくらいかかるのでしようか。また、それにはどういふ手續がいたのでしようか。」こういつて家庭裁判所の相談室を訪れる人は、毎日毎日あとをたちません。家庭の問題に悩む人たちが、家庭裁判所へ申立てをするのに必要な費用とか手續について十分な知識がないばかりに、申立てには相当の費用がかゝり、手續もめんどうだと思ひこんで、申し立てることをためらうようなことがあつたとしたら、その人にとつてこんな不幸はありません。世間では、家庭裁判所の名は知つていても、申立ての手数料の額や申立ての方法などについて知つてゐる人はあんがい少ないやうに思われます。この機会に、これらの点について述べてみましょう。

普通、裁判というのは他人によつて権利や利益が侵されて困つてゐる人が、国に対してその権利や利益の保護を求めするために起こすものですが、家庭に関する事件の場合は、必ずしもこのように自分の権利や利益に関して申し立てられるものばかりとは限りません。たとへば、未成年者の両親が死亡し、親代りになつていろいろめんどうをみる後見人がいないという場合は、好むと好まざるとにかかわりなく、家庭裁判所へ申立てをして後見人を選任してもらわなければなりませんし、未成年の子を養子にしようとするには、どうしても家庭裁判所の許可を得なければなりません。また親の死亡によつて相続が開始し、その相続人のうち、だれかが相続を放棄しようとする場合には、家庭裁判所に相続放棄の申述をしなければなりません。

このような問題は、べつに紛争のある家庭のみに起こる問題ではなく、円満で平和な生活を送つてゐる家庭でも、また、貧富の差別なくどんな家庭でも起こりうることですから、財産や収入のあるなしによつて、ある人は申立てをすることができ、ある人は申立てをすることができないといふことがあつてはならないやうにと法律は考へております。夫婦や親子、兄弟など親族の間の紛争や、遺産をめぐつてのいざこざなどを対象とする家事調停事件については、なおいつそうそのよゝうな要求がなされ、どんな貧しい人でも手軽に申し立てられるやうに配慮されております。實際、家事事件の關係者の中には、たよるべき人もいない母子家庭の人や、その日その日の生活に追われてゐる貧困家庭の人などが多く見受けられます。そこで、現在、申立てに必要な手数料は、甲類の審判事件（未成年者の養子縁組、後見人選任、相続の放棄申述など）が五十円、乙類の審判事件（親権者の指定、扶養に関する処分など）と調停事件が百円と定められており、

これは、通常の裁判はもとより他のいかなる調停手続の費用と比べてみて、はるかに低い額となつています。

家庭裁判所への申立手数料がわたくしたちの日常生活に直接ひびくほど高い額だとしたら大変です。これを負担することのできない人は、心ならずも申立てをあきらめなければならぬことになり、申立てをしなかつたばかりに、家庭裁判所へ申立てをすれば解決できだであらうと思われる事件も解決されず、家庭の平和と安寧を回復することができなくなり、家庭内のいろいろな問題を解決することを大きな使命としている家庭裁判所は、貧しい人たちにも門戸を大きく開いております。

もつとも、申立ての際には、手数料のほかに関係人を呼び出すための費用として、普通、甲類の審判事件は三、四十円、乙類の審判事件と調停事件は七、八十円程度の支払を必要とします。まれに事件によつては、鑑定料や公告の費用などで相当の費用を要することがありますが、このような費用を負担することのできない人のためには、各府県単位に設けられている法律扶助協会や、また、一部の家庭裁判所に設けられている社会福祉部というような機関で、その費用の支出について扶助をえられることになつております。

つぎに、申立てをするには、普通、申立書という書類を受付に出すのですが、申立ての手数料がいくら安くても、申立書を書いたりする手続がめんどろですと、多くの人はやはり申立てをすることをためらいがちです。それでは手数料を安くした意味がありませんので、現在、多くの家庭裁判所では、必要なことがらをそれに書きこむだけで簡単に申立てができる申立用紙を受付に備えておいて、希望者には実費で分け、申立てをしようとする人の便宜に供しています。そのほか、口頭で申立てをする方法もあります。これは、家庭裁判所の書記官に申立書に書くべきいろいろのこととがらを述べますと、それに基づいて、書記官が申立書をつくつてくれることになつております。なお、家庭に関する事件では、その性質上必ず戸籍がどうなつてゐるかを知らなければなりませんから、家庭裁判所へおいでるときは、関係人の戸籍謄本か抄本を持参していただきたいと思ひます。

このように、家庭裁判所の手続は、費用もあまりかかりませんし、弁護士を頼まなければ手続ができないということもありませんから、家庭に紛争が起つた場合はもとより、家庭裁判所へ申立てをしなければならぬ問題が起きたときは、家庭裁判所を十分利用していただきたいと思ひます。

婦人の法律的地位について

さきごろ、国際連合の主催で「家族法における婦人の地位に関するセミナー」という集りが、東京で開かれ、日本、中華民国、韓国、インド、フィリピンなどアジア、オーストラリアを中心とする二十一か国の代表約八十人が、家庭生活を中心とする婦人の法律的地位や権利について、情報交換し合い、活潑に討議を行いました。その内容は、1 婚姻（年令、同意、婚姻の結果、婚姻の解消、別居など）、2 親権、3 独身婦人の法的地位、4 婦人の相続権、5 家族法における婦人の地位に影響を与える社会的要因の五つでした。いずれもわたくしたちの日常生活に深い関係をもつものですが、そのなかから、いくつかの問題をとりあげてみましょう。

まず、結婚年令については、わが国では男は十八歳、女は十六歳と定められています。アジアの国々のなかには、まだ児童結婚の風習がみられるところがあります。嫁にやられ、十五歳にならないうちに母親になるという地域があるようです。各国の気候、風土、習慣などによることで一律に最低年令をきめることはできないでしょうが、せめて十五歳以下では結婚させないようにするほうがよいのではないかというのが、多くの参加者の意見でした。

離婚については、各国の事情はたいへん異なっています。カトリック教徒の多いフィリピンとベトナムでは、法律上離婚は認められず、ただ別居だけが許されています。回教徒の多い国では、今日でもなお、一夫多妻が存在しており、また、夫の側だけに離婚する権利があるところもありません。わが国では、夫婦の届出だけによる協議離婚も認められています。オーストラリア、マラヤなどでは、離婚するには必ず裁判所の手続を必要とする建前になっています。書類に印を押すだけで離婚できるというわが国の協議離婚の手続は、多くの出席者をたいへん驚かせたようでした。これらは、結婚に対する考え方の相違からきているのですが、日本からは、「協議離婚はすべて家庭裁判所を通すか、少なくとも裁判所の確認を必要とすること」にすべきである。」という意見が出されました。また、わが国の内縁の妻について各国の代表は非常に関心を示し、正式に結婚式をあげ、ひろうもすませたのに、生まれてきた子に相続権がないというのは、いつたいどうしたことかという質問が集中しました。結婚と同時に

に届出をするという習慣をせひつけたいものです。

親権については、子の監護教育について大きな役割をもつ母親の権利が正しく確保されているかどうかの問題になりました。わが国では、父母が共同して親権を行なうことになつていますが、シンガポール、フィリッピン、タイ、パキスタンなどでは、父の親権が優先する建前のようなのです。

独身婦人の法的地位については、独身の婦人に独身男子と同じような権利義務が認められ、健全な社会をつくるため相応の役割が与えられているかどうかの問題とされました。非常に驚くべきことですが、オーストラリアや北ボルネオでは、女性の公務員は結婚と同時にやめるか、あるいは臨時雇にならなければならぬということでした。

次に、相続権については、わが国では、男女の間にまつたく差別がありませんが、お隣りの韓国では、女子の相続分は男子の二分の一となつており、そのほか、女子の相続分が男子の相続分よりも少ない国がかなり見受けられました。このように男女平等を建前としていない国々について、その社会的原因はなにかということが重要な問題として討議されました。

このようにしてみてきますと、わが国は、戦後の民法改正によつて家族法の領域における婦人の法律上の地位は、アジア諸国の中では、かなり進んだものになつているといえるでしょう。けれども、法律や制度の面で進んでいても、古い民法の感覚や習慣が地方によつてはまだまだ相当根強く残つております。たとえば、憲法には「婚姻は両性の合意のみに基いて成立し」とありますが、実際には当事者よりも親の意思が重んじられたり、また離婚の際に、妻の意思がまつたく無視されて夫が一方的に離婚の手續をとつてしまふといつた例もあるようです。さらに、婦人の経済的地位はまだかなり低く、離婚はしたものの明日からの生活はどうしたらよいかといつた切実な問題をかかえている人もあります。一応、近代化している法律や制度と、実際の姿とのずれをどのようにならうめていくか。それには、なによりもまず、一人一人の婦人の自覚が高まり、現行の法律制度のうら付けとなつてゐる考え方が社会の常識にまでなることが必要だと思われまふ。

夏休みの子どもの生活指導

夏になると一般に生活が解放的になり、一方暑さのために身心の緊張が

失われてとかくだらしくなりません。ことに子どもたちは夏休みを迎えて学校から解放され思うままに心身をのばすことができる反面、うつかりすると不良の仲間に誘いこまれたり、思わぬ事故を招いたり、悪い習慣を身につけたりする機会もおおくなります。

また夏の子どもの事故で一番おおいのは水の事故です。海水浴、魚釣り水遊び等は健康な子どもなら誰でも興味をもつし、夏を健康に涼しく過ごすには絶好の遊びであり、一方的に禁止することはよくありません。水の事故を防ぐには、まず各家庭で子どもによく注意を与え、危険な場所を遊んだり、危ない遊びをしたりしないよう、ことに幼い子どもについては親や年長者がよく見守つてやる必要があります。また家庭で海水浴や川遊びにつれて行くかわりに、ふだんは沼や川で遊ばないというような約束やしつけをすることも一つの方法です。少なくとも水泳や海水浴、ボート遊び等は子どもだけでやらないで必ず泳ぎのよくできる大人がつき添つて行くようにしたいものです。

川のふち、用水堀、古井戸、踏切りなど危険な場所には役所等で柵をくるとか、立て札を立てるとかすることが当然です。地域の人達が協力して応急の設備をするぐらいの積極性があれば、おおくの子どもの事故が未然に防がれます。また遊び場に恵まれない子どもたちに安全な遊び場をつくつてやることも、公共の手でできる事故防止対策の一つとしてすすめてゆきたいものです。

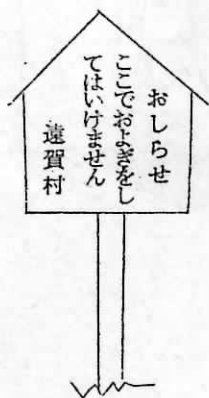
夏休みは、子どもの心身をきたえ、健康を増進し、生活のしつけをするのによい機会ですので、最初から毎日の時間をなるべく有効に健全に使うよう子ども自身に計画を立てさせ、親もこれに協力してやるようにしましょう。休みだからといつて、朝寝や夜ふかしをしないよう注意し、また冷水まさらや乾布まさつ等をはじめにもよい季節だし、縄とび、ボール遊び、ラジオ体操、水泳、木登り等のスポーツは体の柔軟性、弾力性、敏しようにさなどを養つて事故防止にも一役買うことになりましょう。また家で飼つている金魚や小鳥、家畜等の世話をさせたり、庭の草花や鉢に水をやったりすることで、子どもは自然科学に対する興味を覚えるとともに、動物を愛護する心も育つていきます。

こうしたことを、親がおしつけるのではなく、子どもが自主的に楽しんでやるようにしむけるには、子どもたちの地域組織を利用するのが最も効果的です。近隣の子どもが集まつて早朝のラジオ体操をしたり、日をきめ道

路や遊び場の清掃をすることなども夏休みの行事として大いに奨励したいものです。

また時には地域のお母さんや子どもたちが一しよになつて海水浴に出かけたり、昆虫や植物採集でもするようになれば、心配されている子どもの不良化なども未然に防ぐことができましょう。

遠賀村青少年補導育成会では例年の通り村内の溜池や河川の要所に次の立札を立てています。皆さん方の御指導と御協力をもつて特にお子さんから水禍を守つて下さい。



子どもの食品衛生

日増にあたたかくなつて、ハエやゴキブリなどもふえてくるし、食物がくさつたり変質したりしやすくなるから、抵抗力のよわい子ども、とくに幼児の飲食物の衛生には十分な注意が必要です。

ことにあんものなどの生菓子類は腐敗しやすいし、あめ類その他子どものよろこぶ菓子にはいろいろな色素や添加物を使ったものが多く、なかには有毒なものもあるから、あまり着色の濃いものは避ける方がよいようです。

玩具類の容器にはいつたジュース類や練菓子などには危険なものがたくさんあります。

日が長くなつて子どもの買い食いも多くなるが、子どもまかせにしないで、なるべく親が選んで与えるようにしたいものです。できれば母親の手製のおやつがもつとも安全です。その他、食品の保存や取扱いにも寒い時以上の注意が必要です。

外で遊ぶことが多いから、食事やおやつの前に必ず手をきれいに洗うことも実行させましょう。

保健だより

予防接種のお知らせ

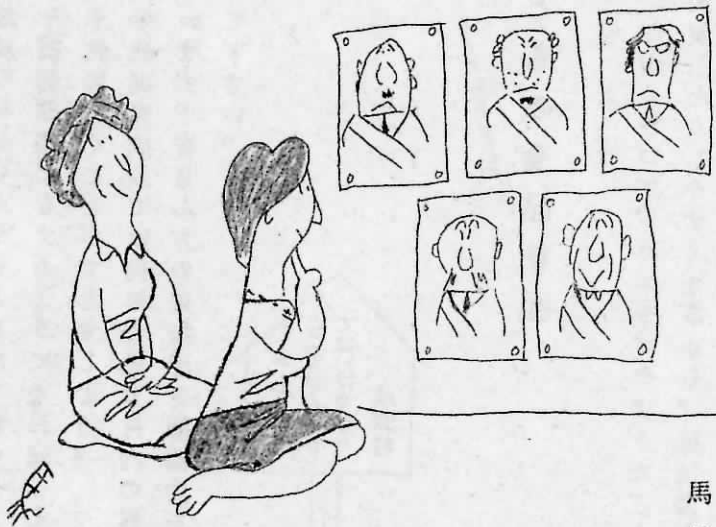
接種名	回数	場所	時間
法定小児マヒ	二回目	青柳病院	九、〇〇～一、〇〇
日本脳炎	二回目	浅木小学校	一三、〇〇～一五、〇〇
百日せき混合 ジフテリア	三回にもれた人	役場二階	一三、〇〇～一四、〇〇

乳児相談時間変更について

毎月第三月曜日の一三、〇〇～一五、〇〇までの乳児相談を七、八、九月に限り同日の一〇、〇〇～一二、〇〇に変更します。

公明選挙マンガ(第二号)

投票は花嫁花ムコ選ぶ気で



馬場のぼる